

日之影町農業委員会 第4回総会

開催日時 : 令和2年10月22日(木) 午前9時開会

開催場所 : 役場 中央研修館

出席委員 : 甲斐 幹男 松本 貴美子 穂積 ミサ子 山本 英二
米田 正 矢通 広信 工藤 昭一 今村 浩二三
一水 秀樹 榊田 隆盛 甲斐 直 高岡 光美
中川 今朝久 押方 徹 甲斐 秀人 戸高 和子

議事日程 : ① 議案第10号

「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」

② 議案第11号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

③ 議案第12号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

④ 議案第13号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

議長	これから日之影町農業委員会総会を開会します。 本日、お願いします審議は、議事日程のとおりであります。 はじめに、議事録署名委員を指名します。 6番 矢通広信委員、7番 工藤昭一委員 お願いします。 それでは、これより審議に入ります。
議長	議案第10号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第10号について説明・朗読)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	説明いたします。 現地については、事務局と10月13日に確認しました。 譲渡人の〇〇さんは〇〇歳、譲受人の〇〇さんは〇〇歳です。2人とも〇〇集落にお住まいです。 場所は譲受人宅の近くで、歩いて1分ほどの所にあります。2筆とも柚子が植えられており、長年、譲渡人が管理されておりましたが、管理しきれなくなったため、今回の申請に至ったそうです。 以上です。ご審議お願いします。
議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。
委員	樹齢何年くらいですか。
担当委員	30年位かと思います。
議長	これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第10号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第10号は、申請のとおり許可することに決定しました。
議長	次に、議案第11号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第11号について説明・朗読)

議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	説明いたします。 現地については、事務局と１０月１４日に確認しました。 譲渡人の〇〇さんは〇〇歳、譲受人の〇〇さんも〇〇歳で２人とも〇〇集落にお住まいです。 場所は、先月総会にかけた所の隣です。 先月も話しましたが、１０年ほど前に隣の農地と登記名義人が逆になっていることに気づき、名義変更の登記を頼んでいたが登記が完了していなかったため、今回の申請となっているようです。 また、この場所に住宅建設の話があり、今回、登記名義人を変更する運びになったとのことでした。 実際に耕作者も登記名義人とは逆になっており、今回対象の農地も譲受人が耕作しておりました。 以上です。ご審議をお願いします。
議長	以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。 (質疑なしの声) これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第１１号「農地法第３条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第１１号は、申請のとおり許可することに決定しました。 次に、議案第１２号、「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第１２号について説明・朗読)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	説明いたします。 現地については、事務局と１０月１４日に確認しました。 譲渡人の〇〇さんは６０歳で畜産を営んでおり、〇〇集落にお住まいです。 譲受人の〇〇さんは〇〇にお住まいです。 場所は以前総会にかけた〇〇のアパート建設現場の上の畑になります。以前総会で保留をしておりましたが、分筆が終わりましたので、今回の申請になっております。農地については、現在半分ほど栗が植えられておりますが、残りの農地についても栗を植えるそうです。

以上です。ご審議をお願いします。

議長

以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

(質疑なしの声)

一度、審議を行っていますので、だいたい内容は分かっていると思います。

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員

(全員挙手)

議長

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第12号は、申請のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第13号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案第13号について説明・朗読)

議長

以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員

説明いたします。

現地については、事務局と10月14日に確認しました。

譲渡人は〇〇さん、〇〇歳、〇〇集落のお住まいです。

譲受人は〇〇さん、〇〇歳、〇〇集落にお住まいです。

場所は、譲受人宅の上で、小学校と隣接しております。

話しを伺ったところ、20年ほど前に大雨で崩れて、それ以降はずっと譲受人が管理しているそうです。農地には、梅、ブルーベリーが植えられております。

以上です。ご審議をお願いします。

議長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員

(全員挙手)

議長

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第13号は、申請のとおり許可することに決定しました。
以上で、予定しておりました審議は全て終了しました。ありがとうございました。